

会 議 録

1 附属機関等の会議の名称

丹波篠山市伝統的建造物群保存地区保存審議会

2 開催日時

令和7年12月16日（火）10時15分から12時00分まで

3 開催場所

丹波篠山市役所 1階 101・102会議室

4 会議に出席した者の氏名

- (1) 委 員 川端登委員、梅田俊郎委員、池田正男委員、黒田龍二委員、栗山尚子委員、
丹後正昭委員、本莊賀寿美委員、関口智佳子委員、原田優委員
- (2) 執行機関 教育委員会事務局 社会教育部 部長 中野悟
教育委員会事務局 社会教育部 社会教育・文化財課
課長 辻川貴志、文化財係係長 植木友、主査 山本有子（記録）

委員9名中全員出席

丹波篠山市伝統的建造物群保存地区保存条例施行規則第9条第3項の規定に基づき、
審議会成立

5 傍聴人の数

0人

6 議題及び会議の公開・非公開の別

全て公開

7 非公開の理由

該当なし

8 会議資料の名称

令和7年度 丹波篠山市伝統的建造物群保存地区保存審議会資料

9 審議の概要

(1) 開会

(2) 委嘱状の交付

(3) あいさつ

丹波篠山市教育委員会事務局社会教育部 中野部長よりあいさつ

(4) 会長、副会長の選任

委員の互選により、川端登委員が会長に選出される。

副会長には梅田俊郎委員が選出される。

(5) 報告事項

1) 第1号 令和7年度伝統的建造物群保存地区保存修理事業の実施状況について

(A 委員) 資料中、地名等読みの難しい漢字には必ずふりがなをふるべきである。「安口(はだかす)す」や「木穴(うとぎ)」などは一般的な読みではない。資料作成にあたっては配慮が必要である。

(事務局) 今後読みやすい資料づくりに努める。

(会長) 努力する方向で願います。

2) 第2号 令和8年度伝統的建造物群保存地区保存修理事業の事業計画について

(A 委員) 報告第2号の令和8年度の事業計画の資料の中に建物名称で「オコナー家」がある。その上は「旧城戸家」とある。名称の設定方法に決まりはあるのか。

(事務局) 篠山地区の「旧城戸家」は現在企業が所有されている。原則は現所有者の個人名とするが、活用を目的とした企業所有の建物に企業名を付けるのは馴染まないため、前所有者の名前である「旧城戸家」としている。「オコナー家」は、以前は「坂野家」だったが現所有者の名前に変更している。原則は現所有者の名前としている。不具合があれば旧所有者の名前を使用している。福住地区の安達家についても「旧麻田家」と表記している。現在、安達氏が所有されているが、こちらも活用を念頭におかれており、また、麻田家は地域の有力な家系であることから「麻田家」という名前を残している。名称は状況に応じて考えている。

(A 委員) 「旧城戸家」、「旧麻田家」は旧がついているので理解できる。「オコナー家」は状況が分からない。指定時のリストと不整合が生じている。

(事務局) 各物件の台帳には指定時の名称を記録している。

(A 委員) 資料と台帳の名称が整合していないとどの建物について審議しているのかわからない。

(事務局) 資料中、建物名称の横に保存計画番号を記載すればよいか。

(A 委員) どういう方法がよいのかは分からないが、配付資料だけで分かるようにしていただきたい。指定文化財では指定時の名称を変更することはない。

(会長) A 委員より、資料の指定物件の名称が指定時と整合していない為、物件の表記の仕方を統一してはどうかとのご意見をいただいた。

(A 委員) 書類の中で分からないといけない。

(会長) ご指摘の問題は解決しなければならない。一方で、地元住民の意識として、「旧〇〇家」という名称の付け方について、ニッポニアが活用されている建物は「旧本郷家」と言われているが、本郷さんはほんの短期間居住ただけで、その前が「松本家」、その前が「小谷家」。その家を建てられたのが「北村家」で大きな呉服屋を営まれていた。戦前から昭和初期の大きな呉服屋さんであった。住民の感覚から言うと「旧北村家」である。

(事務局) そういうことも含めて建物を記号番号で表している。

(A 委員) 会議で審議している建物がどこの建物なのか理解できないといけない。

- (事務局) 所有者が変更となった場合は旧所有者の名称も併記する形で対応する。番号と現名称と旧名称を記載する。
- (A 委員) 検証作業ができる資料にしていきたい。
- (事務局) 今後、オコナー家には「旧坂野家」という名称も併記する。
- (A 委員) 善処いただきたい。
- (A 委員) 旧城戸家の塀の屋根は元々杉皮か。
- (事務局) 平成 20 年度に波板から杉皮に復原修理された。
- (A 委員) 平成 20 年度に修理して傷んでいるのか。
- (事務局) 修理してから 18 年程経過している。空き家の状況が長く、メンテナンスができていなかった。
- (A 委員) 耐用年数は 10 年そこそこか。
- (事務局) 早い段階で傷んできた。水が当たる場所が特に傷んでいる。
- (A 委員) なるべく修理費用を抑えることができればと考える。
- (A 委員) 森田家のシロアリ被害は今のところ目立たないのか。周辺にも同様の被害があるのではないか。
- (事務局) 同じ川原地区で 3 年程前にもシロアリ被害の出た建物の修理を行った。近い範囲でシロアリ被害が広がっているように見受けられる。今回の森田家の修理を行えば、この辺りでのシロアリ被害の修理は完了すると思う。
- (A 委員) 周辺のシロアリ被害を追跡することはできないか。どこかで根絶したい。周辺に回っている可能性がある。追跡は無理か。
- (事務局) 河原町地区でもシロアリ被害が隣近所に回ったことがある。ひどくならないうちに個人でシロアリの駆除はされている。被害がひどかった所は伝建の修理事業で部材取り換えなどを行っている。
- (A 委員) 何とか早期発見したい。シロアリを確認した時点ではもう被害にあっている。シロアリが飛んでいる状況だとかなり被害が出ている。調査方法を考えることはできないか。
- (事務局) まずは居住されている方に周知、啓発を行う。兆候が見られる場合は連絡してもらおう。
- (A 委員) 住み手も変わってくる。外国の方も住まわれる。しばらく放置されていることもある。
- (事務局) 今回シロアリ被害が見られる森田家は居住されている方が被害を発見され、業者によるシロアリ駆除をされた。その結果、土台の不朽などが確認された。
- (A 委員) 土台の不朽までいくと手遅れ。市で体対応されたい。過ぎてから気が付いても遅い。
- (事務局) まずは、注意喚起から。どういった兆候が出てきたら危険だということをお知らせするようなしくみを考えたい。
- (会長) シロアリは深く、静かに進行するの。気が付いた時には遅い。気づいたときには相当やられている。あらかじめ調査して出来るだけ早く見つけることが大事であるが、素人が建物をコンコンたたいて確認することは難しい。床下や壁の裏など見えない部分をマイクロスコープで確認したり、シロアリが生息しているという痕跡あれば薬品で調査するなど専門業者でなければ

ば無理ではないか。オコナー家は事実上の空き家である。空き家は調べようがない。伝建地区外でシロアリが確認されても地区内の建物に被害が及ぶこともある。

(A 委員) となるとかなり無理な話になる。住み手の方にかなり気を使っていたかなければならない。

(会 長) 伝建地区だけの話ではない。

(A 委員) 対策を考えておかないと、伝建地区だけの話ではない。必要な対策について考えたとき、次にお金の問題が出てくる。隣でシロアリが出ているけどどうしようという問題も出てくる。

(会 長) 何度か市の広報でシロアリ対策についての記事が掲載されていたように思う。行政としてある程度のことは過去にもされていたのではないか。

(事務局) 専門的なアドバイスは、協力建築士が年に1回保存修理事業の緊急度調査を実施しているので、外観で分かるような被害に限るが、お声掛けいただければ確認してアドバイスする体制はある。

(会 長) 我々住民としてはシロアリに対してより神経を使っていくことが必要。羽が生えたシロアリがたくさん出てくるときがある。そういう時には気を付けないといけないと昔から言われている。そんな状況に出くわしたらすぐに市に連絡するなど、意識をしておかなければならない。

(A 委員) 啓発活動に取り組んでいただきたい。

3) 第3号 保存地区内の現状変更の状況について

質問及び意見等なし

(6) 議案

第1号 丹波篠山市篠山伝統的建造物群保存地区保存計画の一部変更について【承認】

(A 委員) 資料18ページの松は勝手に枯れたのか。

(事務局) 松枯れで枯死した。

(A 委員) 環境物件なのか。

(事務局) 環境物件である。これまでも、松枯れで枯れたものは保存計画から抹消してきたケースが多く合う。

(A 委員) 景色が変わるが植え替えなどはしないのか。

(事務局) 地域の方も堀越しの松を楽しまれていた。空き家でもあり、なかなか管理することができないということで伐採された。

(会 長) いい風情の松だった。手入れもよくされていた。3年ほど前の夏、観音寺の境内の松と森本家の松などが同じ時期にあつという間に枯れた。植木屋さんは松くい虫だと言っていた。伐採当初は同様のクロマツを手配して植えるというお考えだったが、当主がなくなられ、市外にお住まいの娘さんではお世話ができませんと伐採のお申し出があった。

(A 委員) 環境物件であっても枯死すれば抹消するのか。

できるだけ残していく手立てはないのか。なくなって困るものを環境物件として指定している。環境物件であっても「もう見れません」と申し出が

あったら解除するということか。

(事務局) 環境物件として指定しても枯死すれば抹消する。植え替えすれば維持はできる。管理できなければ植え替えも難しい。

(A委員) 環境物件は建造物本体とは違う。しかも植物なので維持が難しい。できるだけ残していく対策はできないか。

(事務局) 維持管理について支援はできず、個人の管理に任せている。復旧に対しては補助金がある。植え替えという形になる。維持管理については個人負担となっている。

(A委員) よほど重視すべきものは環境物件として、それ以外は個人が管理しているということか。

(事務局) 環境物件についても個人が管理する。

(A委員) できるだけ景色は変えたくない。何かいい方法はないか。

(会長) 環境物件であれば、植え替えのときには補助金が活用できるのか。

(事務局) 復旧という形で予算が通れば補助金を活用できる。補助金を活用して植え替えた後、土壌の問題が再度、枯死してしまった事例もある。

(A委員) できるだけ風景としては維持したい。何か対策を考えたい。

(会長) 環境物件として大切にしなければいけない一方、その樹木があるために落ち葉で保存すべき建物が傷むこともある。

上河原町の新家家だが、奥の土蔵などの古い建物を修理しなければならないということは理解できるが、それ以前に表の建物の修景をするのが先ではないかと思う。重伝建の考え方から言うと、先に通りの方の修景を行うよう所有者に言えないのか。

(事務局) 今回は表のハウスメーカーの建物の修景は考えておられない。今回は建物の保存のためにということで、今の所有者が次の所有者に譲るまでにきちんと保存できるようにしておきたいということで要望された。今後、表の建物の修景について働きかけていきたい。特に篠山地区では修理の建物が多く、修景が遅れている。修景まで予算が回らない状況がある。今後は修景が課題になってくるのかと思う。道路面の方を重点的に修理、修景に予算を投入することは問題ないか。

(会長) 伝統的な町並みを保存していこうとやっている以上、前は今風のハウスメーカーの家を作っておいて、後ろの見えるところにある伝統的建造物をそこだけ補助金で修理してくださいというのはどうかと思う。そうであれば、少なくとも前の建物の修景を考えますということから始まって、その後、後ろの建物もということであれば理解できる。前の建物は一切修景する気持ちはありませんというのを同じように扱ってよいのかと思う。

(事務局) 我々もその部分は課題として考えている。優先順位を決めて、限られた予算をどう投入していくか考えていかなければいけない。町並みとして非常に重要なことと考えると、優先順位について検討していきたい。

(会長) 前の修景とセットであれば修理事業の対象とするといったことはできないのか。

(事務局) これまでもそういった提案は行っている。令和8年度の川原地区の森田家についても、シロアリ被害の修理だと景観が変わらないこともあり、修理

に加えて隣の離れの修景も加えて景観をよくする形をお願いした経緯もある。同じように、通りの修景も併せて事業化をお願いすることも検討したい。今年度事業でも上河原町の酒井家の事業でも奥の方の建物の修理事業だったので、表の方の修景もお願いした。保存も景観向上も両方できる形で事業提案を行っていききたい。

(会 長) ぜひお願いする。

(事 務 局) まず前面からと考えている。

(A 委 員) 原則は原則として、所有者さんはそこよりも大事なことが奥で起こっていたら、そちらの方が大事なのだと思う。その点は自治会と相談しながら配慮していかなければならない。

(事 務 局) 特定物件に登録できた後、保存修理事業について事業提案を行うので、その段階で通り面の修景も含めて提案して、協力いただけるよう働きかけていく。

(B 委 員) 私の専門分野は景観である。景観行政のところでは、道から見える町並み、建物の修景については助成する。奥のものまで補助金対象とすると対象物件が増えるので、優先順位をつけている自治体も出てきてはいる。景観行政と伝建地区では制度が違うが情報提供しておく。

(事 務 局) 今おっしゃられたのは町並み環境整備事業のことか。

(B 委 員) 景観重要建築物などの補修のときの補助金の出し方である。公共空間から見える場所を修理しない限りは奥の方は対象としませんと優先順位をつけている自治体があった。

(7) 議案

第2号 丹波篠山市福住伝統的建造物群保存地区保存計画の一部変更について【承認】

(A 委 員) 60年空き家だったのか。

(事 務 局) 昭和30年代から空き家となっている。所有者の方が管理はしっかりされていた。奥の方は雨漏りの影響で荒れている。前の方はかなり健全に残っている。

(A 委 員) 元々空き家か。

(事 務 局) 昭和38年までは居住されていた。

(A 委 員) 今後の維持管理は大丈夫か。

(事 務 局) 新しい所有者は福住地区で色々古民家活用に取り組んでいる若い方で、様々な活用を検討されている。

(A 委 員) 活用されるなら問題ない。

(事 務 局) ニッポニアも運営されている。

10 閉会

副会長あいさつ

以上